

## 規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	金融サービス仲介業者の標識に係る書面揭示規制	
担当部局	金融庁企画市場局総務課調査室	電話番号： 03-3506-6211 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年1月～3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の金融サービスの提供に関する法律においては、金融サービス仲介業者に対して、営業所又は事務所における標識の掲示を義務付けている。また、金融サービス仲介業者がインターネットにより金融サービス仲介業務を行う場合においては、当該金融サービス仲介業者に対して、インターネットにより商号、名称、行う業務の種別等を公表することを義務付けている。</p> <p>当該規制は、金融サービス仲介業者がインターネットにより金融サービス仲介業務を行わない場合、営業所又は事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報についてインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第20条 ※以上、全て改正案</p>
直接的な費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、インターネットにより金融サービス仲介業務を行わない金融サービス仲介業者は、標識に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>令和5年2月24日時点で金融サービス仲介業者は計6者存在しており、現状、インターネットにより金融サービス仲介業務を行わないこととしている者は存在せず、将来的にも少数に留まると考えられる。</p> <p>なお、小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p>	
(行政費用)	<p>現状、インターネットにより金融サービス仲介業務を行わないこととしている金融サービス仲介業者は存在していないため、「行政費用」は発生しない。将来的に当該事業者が増加し、周知・広報の必要が生じて、実施に当たっては、業界団体を通じて行うことや金融庁のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。</p>	
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	
	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。	
その他関連事項	—	
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。	
備考	—	